別記様式三（第33条第２項関係）

（表）

第　　号
年　　月　　日発行

身　分　証　明　書

官職名及び氏名

写真

押出スタンプ

上記の者は、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第39条第１項の規定による立入検査又は質問をする職員であることを証明する。

農林水産大臣　　印

（裏）

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）（抄）

（輸出証明書の発行を受けた者等に対する報告の徴収等）

第38条　（略）

２　（略）

３　前２項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

４　第１項及び第２項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

５・６　（略）

（登録認定機関に対する報告の徴収等）

第39条　主務大臣は、第５章の規定の施行に必要な限度において、登録認定機関若しくはその登録認定機関とその業務に関して関係のある事業者に対し、必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の事業所等に立ち入り、認定等に関する業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業者その他の関係者に質問させることができる。

２　前条第３項及び第４項の規定は、前項の規定による立入検査及び質問について準用する。

第49条　第39条第１項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同項若しくは第40条第１項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、50万円以下の罰金に処する。

第52条　法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第47条又は前３条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

２　人格のない社団又は財団について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ｂ８とすること。

○文部科学省令第十号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十九号）の施行に伴い、並びに文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）及び文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）を実施するため、並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第四十七条の六第一項ただし書の規定に基づき、文部科学省組織規則及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の六第一項ただし書に規定する二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十日

文部科学大臣　萩生田光一

文部科学省組織規則及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の六第一項ただし書に規定する二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合を定める省令の一部を改正する省令

（文部科学省組織規則の一部改正）

第一条　文部科学省組織規則（平成十三年文部科学省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二項第三号中「第四十七条の六」を「第四十七条の五」に改める。

（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の六第一項ただし書に規定する二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合を定める省令の一部改正）

第二条　地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の六第一項ただし書に規定する二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合を定める省令（平成二十九年文部科学省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

題名及び本則中「第四十七条の六」を「第四十七条の五」に改める。

附　則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第五十四号

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十四号）附則第十条の三第三項第一号、第十条の四第二項及び第十条の八の規定に基づき、医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十日

厚生労働大臣　加藤　勝信

医療法施行規則の一部を改正する省令

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（移行計画に添付する書類）	（移行計画に添付する書類）
第五十七条　（削る）	**第五十七条**　平成十八年改正法附則第十条の三第三項第一号に掲げる定款には、同条第一項の認定を受ける旨を記載しなければならない。
平成十八年改正法附則第十条の三第三項第二号に規定する出資者名簿は、附則様式第三によるものとする。	２　平成十八年改正法附則第十条の三第三項第二号に規定する出資者名簿は、附則様式第三によるものとする。
２　平成十八年改正法附則第十条の三第三項第三号の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。	３　平成十八年改正法附則第十条の三第三項第三号の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。
一～三　（略）	一～三　（略）